

青森県弁護士会主催

労働相談

ホットライン

017-763-4670

※上記は特設番号です。6/10以外はご利用いただけません。

弁護士が
無料で
対応します

2024/6/10 (月)
15:00~18:00

大学の試験を
受けられない程
バイトのシフトが入る...

バイトを辞めたいのに
辞めさせてくれない...

次の更新がない...

残業代が
出ない...

パワハラ
セクハラ
がひどい...

こんなことはありませんか...?

- ・実際は求人広告よりも賃金が低かった
- ・残業代が支払われない
- ・上司から怒鳴られる
- ・残業が多すぎて疲れてしまった...
- ・明日から来なくてもいいと言われた

- ・会社でケガをしたのに「労災手続」を取ってもらえない
- ・しつこく退職を迫られています
- ・次は更新しないという契約書にサインをすれば今回だけ更新すると言われた